

令和7年度第2回広島県営林管理経営評価委員会 議事録

1 日 時 令和8年3月13日(金) 14時00分～16時30分

2 場 所 広島県庁本館4階海区委員会室(広島市中区基町10-52)

3 出席委員 川崎委員、里見委員、長谷川委員、山中委員

4 議 題 第1号議案：令和8年度県営林年度実施計画について

5 担当部署

広島県農林水産局森林保全課(県営林経営改革担当)
電話 082-513-3694(ダイヤルイン)

6 会議の内容

(1) 開会

①林業振興部長あいさつ

②委員会の成立

委員全員の出席を得ており、広島県営林管理経営評価委員会運営要綱第4条第3項の規定により委員会が有効に成立していることを報告

(2) 議事

事務局から第1号議案について内容を説明

審議の結果、諮問のとおり承認

7 会議資料

- (1) 第1号議案 資料1「令和8年度県営林年度実施計画について」
資料2「令和8年度県営林年度実施計画について」

8 議事審査の内容

委員からの主な質問・意見 (○質問 ●回答 ◎意見)

○ 収支計画に、会計年度任用職員とあるが、これは何の目的の雇用か。(川崎委員)

● 相続登記の義務化などにより、土地所有者の相続等による名義変更等の手続きが増えたため、令和8年度から会計年度職員を1名雇用して、手続きを実施することとしている。

○ 令和6年度の実績と比較し、令和8年度の計画量が多い。特に保育間伐については保育調査の結果が101haに対して、計画量は150haとなっている。無理はないのか。(長谷川委員長)

● 利用間伐や主伐の調査については、木材搬出を伴い、本数や直径以外にも周辺の状況や作業道の状況をあらかじめ把握する必要があるため、早期の調査実施に努めている。保育の場合は、搬出を伴わず、本数と直径を把握することで実施の可否の判断ができるため、当年度に調査することで、一定程度の対応が可能である。

○ 「利用間伐については、人件費等の施業コストの増加により」について、これは予算等の関係で、人件費等のコストを踏まえ、予算の範囲内の事業量としたと思われるが、本来は当年度に実施すべき事業量を翌年度に実施することは問題ないのか。(山中委員)

● 基本的には、間伐の適期はあるが、現在中期計画で策定している数値は概数である。実施する際には、現場条件やコストの課題から、実績は変動する。林業はスパンが長く、少し時期が遅れても利用間伐等は可能と考える。また、保育間伐では、成立本数が少ない場合や、利用間伐では、木材搬出の課題により主伐を検討するなど、増減があるため数量としては問題ない。

◎ この指摘は、非常に重要な問題で、コストが合わないから放っておくといった人工林全体の歴史がある。人件費等のコストの増加が、今後も続くことを想定した場合、どのように対応するのか検討しながら進めていただきたい。(長谷川委員長)

◎ ドローンによる現況調査について、密度のみで管理方針を決めているが、実際には林齢や地位(樹高)を勘案すべきと思う。最近のドローンのはデータが取りやすく、疎密度や、その林齢に対して間伐が遅れていないかチェックできる。将来的に、新しい技術を応用しながら、ぜひ活用を検討していただきたい。(長谷川委員長)

- 土地所有者に施業のプラン書を提示した際、納得いただけているのか。（里見委員）
- 利用間伐の実施については、おおむね同意をいただいている。これは、分収割合の変更に同意をいただいた方々で、基本的に理解されているためである。分収割合の変更に同意をいただけない所有者への交渉は難しいが、プラン書を示す段階では比較的スムーズに行えている。
- カーボンオフセットに関する取組について、令和7年度に登録されたJ-クレジットの販売は令和8年度から実行されるのか。それとも時間がかかるのか。また、販売額はどのくらいか。（山中委員）
- 令和8年度は、令和7年度に登録した区域のモニタリングを行い、認証を受ける計画となっている。販売は、令和9年度以降を予定しており、今のところ県内企業の方から広島県でカーボンオフセットできないか、とのお話をいただくことが多い。
順調にいけば、今回は1万tレベルのCO2のクレジットの取得を見込んでいるため、販売額は非公表だが、それなりの収入は見込める。
- J-クレジットに登録する時に、航空レーザ測量などのデータを取ると思うが、それを施業に活用する計画はあるか。（長谷川委員長）
- 広島県では、土砂災害警戒区域の見直しなどを行う際、土木建築局において航空レーザ測量のデータを取っている。その結果を利用して、林業課が県内全域で森林資源解析を実施している。その結果を県営林でも活用し、今後、手遅れ林分の解析など、全体像の検討をしていきたい。
- 3m材か4m材か、あるいはバイオマスなど、材の搬出先はあくまでも最初からの計画ではなく、山やその時の市況を見て判断されているのか。（長谷川委員長）
- 県営林では、基本的に4mとしている。3m材は曲がりがあると、極端に価格が下がるが、4m材は曲がっていても、ある程度価格が維持できる。
また、委託先の財団が見積を取って、一定期間同じ価格で有利なところに売る方式のため、結果的に、一定期間価格が安定している4m材の方がなじみやすい。
3m材の価格が大きく上がる時期があれば、販売先から3m材の提案がある場合もある。
- ◎ このままFIT制度が終わり、バイオマス材の行き先がなくなると、県全体の林業に影響が出るのではないと思う。今後の体制づくりについて、検討していただきたい。（長谷川委員長）
- 集出荷施設は協定販売となっているが、3、4か月くらいの固定価格か。また、間伐の請負業者が買取を希望し、合意した場合は現場での販売となり、その他は集出荷施設の土場へ持って行くということか。（川崎委員）
- 協定販売の価格は、毎月見積を取っている。販売方法については、委員がおっしゃるとおり。

以上